

令和 8 年度横浜市再エネ連携協定に係る再エネツアー支援制度構築事業
協働事業者の選定に係る募集要項

1 募集の趣旨

都市部に位置する横浜市は、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）のポテンシャルに限りがあり、市内の電力を再エネに転換するには市域外からの再エネ導入が必要不可欠である。そのため、再エネポテンシャルを豊富に有する自治体と再エネに関する連携協定※ 1 を締結し、自治体間で連携して、持続可能な再エネ開発の在り方や市内での再エネ利用拡大、連携協定先自治体（以下「連携自治体」という。）の地域活性化に寄与する方策について検討を進めている。

横浜市は連携協定の一環として、連携自治体へ訪問する再エネ見学ツアーの企画・実施を行い、再エネ電力メニューに関わる自治体や電源施設への理解を深めることで、市内需要家に対する再エネ電力への切替えの啓発を行ってきた。

今後は啓発に加え、連携自治体における地域活性化、市内事業者の再エネ電力切替えや SDGs の取組促進も目的とする新たなツアーを、民間事業者主導のもと実現させていくことを目指す。併せて横浜市は、新たなツアーの普及を支援する制度（例：市がツアーを認定する制度※ 2 等）（以下「支援制度」という。）の運用を検討する。

これらの新たなスキームを構築することを目的とし、再エネツアーのモデルツアー（以下「モデルツアー」という。）の実施及び効果検証、支援制度の内容検討（以下「本事業」という。）を行うため、本事業の協働事業者及び提案を募集する。

※ 1 詳細は別紙 1 を参照すること。

※ 2 一定の要件を満たした、民間事業者が運営する連携自治体に訪問するツアーに対し、横浜市が認定を行い、当該ツアーの PR や参加した旅行者への修了証等の発行、連携自治体のツアーコンテンツの掘り起こしの支援を行うなどを想定している。概要については別紙 2 を参照すること。

2 参加資格

次のすべてに該当する法人格を有する団体とする。

- (1) 旅行業法の第一種旅行業務または第二種旅行業務に登録していること。
- (2) 横浜市市民協働条例（以下「条例」という。）に基づく協働契約を締結できる者であること。
- (3) 締結した協働契約及び関係法令等を遵守できる者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 の規程に該当していない者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者でないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申出がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く。）でないこと。
- (8) 個人情報の適正管理、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じていること。

- (9) 本人または団体の代表者及び構成員が、暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (11) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

3 事業内容

事業内容は以下の通りとする。

なお、本事業は、条例第8条に規定する市民協働事業の基本原則に則り実施するものとする。また、協働事業者は条例第12条に基づき別途協議を行い、事業目標及び実施計画を作成すること。

(1) モデルツアーの企画

再エネツアーとは、横浜市から連携自治体を訪問するツアーのことをいう。協働事業者は、連携自治体で再エネなどを学べるモデルツアーを企画する。連携自治体とは、次の22の自治体のことをいう。

なお、本事業の実施中に連携自治体が追加になった場合、その自治体を対象としても構わない。

表1 横浜市と再エネに関する連携協定を締結する自治体

都道府県	市町村
青森県	横浜町
岩手県	盛岡市、久慈市、二戸市、葛巻町、岩手町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
秋田県	湯沢市、八峰町、大潟村
福島県	会津若松市、郡山市、いわき市、浪江町
茨城県	神栖市
栃木県	那須塩原市
大分県	日出町

また、モデルツアーの企画は原則、以下の内容を満たすものとする。

- ア 訪問する連携自治体は1自治体以上とする。なお、別紙1に参考として記載している令和7年度、令和6年度に実施したツアーで訪問した自治体(郡山市、いわき市、浪江町、神栖市)以外が望ましい。
- イ 行先となる自治体は、協働事業者の提案を基に、横浜市及びその他関係者と協議のうえ決定する。
- ウ 募集人数は協働事業者の提案を基に、横浜市との協議のうえ決定する。ただし、最少催行人数は10名とする。
- エ モデルツアー参加者について、参加者は横浜市内に本社または事業所を有する事業者に就業する者とし、事業者の再エネ導入や社員研修等に関わる、経営者、幹部、担当者及び将来の経営・幹部候補者であることが望ましい。ただし、本条件でウの最少催行人数を満たせない場合は、横浜市と協議のうえ条件を緩和することができる。

なお、横浜市職員2名程度を参加者に含めることとするが、催行人数のカウントには含まない。

- オ モデルツアーの行程には、訪問先自治体への関心を高め、自治体間交流促進に寄与する内容（訪問先自治体の地域課題を考える、地域の産業・特産品などに触れる等）を含むこと。
- カ 事業者向けのツアーとして訴求力を高めるため、施設見学を中心とする従来型のツアーではなく、再エネ導入の意義や脱炭素などの社会課題を理解し、事業者の具体的な行動変容や社員の人材育成などにつながることを期待できる実践的な充実したコンテンツを含むモデルツアーを組成すること。
- キ 行程は協働事業者の提案を基に、横浜市及びその他関係者と協議のうえ決定する。
- ク 実施期間は一泊二日以上とする。
- ケ 再エネや訪問先自治体について参加者が理解を深めるための事前及び事後学習を実施することが望ましい。ただし、その期間はモデルツアーの実施期間には含まない。
- コ モデルツアー実施日は平日を基本とする。また、具体的な実施日程は横浜市及びその他関係者と協議のうえ決定する。
- サ 訪問先には訪問先自治体に立地する再エネを創出する設備（以下「再エネ設備」という。）を少なくとも1か所以上含めること。

なお、訪問することが困難な場合は、訪問先自治体に立地する再エネ設備を所有する発電事業者等の関係者の講義に代えることができる。
- シ 行程の起点及び着点については協働事業者の提案を基に、横浜市との協議のうえ決定する。
- ス 具体的な集客方法は協働事業者の提案を基に、横浜市と協議のうえ決定する。

なお、募集等に係るチラシの要否は協働事業者の提案によるが、チラシ等の作成は協働事業者が行うこと。
- セ 当日の運営人数は協働事業者の提案を基に、横浜市と協議のうえ決定する。ただし、横浜市職員は運営人数に含めない。

(2) モデルツアーの運営

協働事業者は、3(1)により構築したモデルツアーを運営する。運営にあたっては、以下の内容を満たすこと。

- ア 3(1)スで明示した集客方法で参加者の募集を実施すること。
- イ 実施にあたり、必要な備品等について用意すること。
- ウ 運営において発生する交通費・会場費・宿泊費・謝金等の支払いを行うこと。
- エ 参加費用の集金を行うこと。
- オ モデルツアー中における参加者の交通手段の手配及び運営を行うこと。
- カ 参加者の安全に十分配慮して運営を行うこと。運営中に天災、事故、疾病等の事態が発生した場合は、参加者の安否確認や安全確保等、対応を適時適切に行うこと。また、旅行保険等への加入手続きなど、モデルツアーの実施に必要な措置を適切に講じること。
- キ モデルツアー実施後、参加者に対し感想・意見（良かった点、改善点、費用に関する意見など）・参加動機等に関するアンケートを実施すること。なお、アンケート項目は事前に横浜市と調整すること。

(3) 再エネ連携協定に係る再エネツアー支援制度の検討、効果検証および報告書作成

協働事業者は、横浜市再エネ連携協定に係る再エネツアー支援制度の内容（協賛、PR、補助制度

等)の検討を行う。

なお、検討にあたっては、横浜市内に本社または事業所を有する事業者に就業する者を対象とした今回のモデルツアーを念頭に、支援制度の内容を検討すること。

また、モデルツアー実施後には事業及び収支等の実績報告、モデルツアーの効果検証および支援制度の検討結果について、本事業実施期間中に横浜市へ報告する。検証、報告書作成及び制度検討にあたっては必要に応じて横浜市と協議を行うとともに、以下の内容を含めること。

ア 支援制度において、次の3者それぞれのメリット

(ア) ツアーを企画・運営する旅行代理店等の民間事業者

(イ) ツアーの目的地となる自治体、地域の関係者

(ウ) ツアーの参加者

イ 連携自治体が新たなツアーのコンテンツ開発に参加し、ツアー組成ができるような支援策

ウ 支援制度を運営するために必要な横浜市の負担（業務内容、予算等）

エ モデルツアー参加者の参加費に関する意見等に基づく再エネツアーの適正価格予想

オ モデルツアー参加者へのアンケート結果及び集客活動を通じて把握したツアー内容に関する主要な意見、それら意見等に基づく改善点の整理

カ モデルツアー構築において問題になった点などの整理

キ 支援制度の検討結果

ク 参加者に合意のうえでの写真等による記録（今後の支援制度等の広報や宣伝用）

4 役割分担及び費用負担

本事業は横浜市と協働事業者が連携して企画及び運営を行い、役割分担は次のとおりとする。

表2 役割分担の考え方

	横浜市	協働事業者
役割	本事業に係る企画・調整の支援、横浜市関連の情報提供、集客等プロモーションの支援、その他協働事業者からの提案により求められる事項、支援制度の検討等	本事業に係る企画・調整・検証、各種手配（訪問先、宿泊先、交通手段、備品等）、各種支払い業務、集客等プロモーションに係る業務、報告書作成、支援制度の提案等

本事業に係る費用負担について、協働事業者からの提案内容を踏まえ、横浜市は上限4,000千円を負担することができるものとする。ただし、協働契約の趣旨を踏まえ、横浜市と協働事業者の負担割合のバランスに留意すること。また、民間事業者主導の展開を見据えたモデルツアーであることを踏まえ、参加者一人あたりの参加費が、一般のツアーと比較して過度に安価とならないよう留意すること。

なお、費用負担の考え方は次のとおりとする。

表3 費用負担の考え方

	横浜市	協働事業者
移動費★	○	○
宿泊費★		○
施設借り上げ及び利用費★	○	○
起点までの移動費		○
ツアー外の宿泊費		○
飲食費★		○
活動費（入場料等）★		○
チラシ等集客に係る費用	○	○
企画運営に係る費用	○	○
訪問先の調整に係る費用	○	○
報告書等作成費	○	○
その他事業実施に必要な経費		○

★…モデルツアー参加者に係る費用（実費相当分）も含む

具体的な金額は、協働事業者決定後、協働事業者にて事業費内訳等を作成し、横浜市と協議を行い別途締結する協働契約書にて定める。

なお、協働事業者負担の項目に関し、参加者に係る実費相当分については参加者負担とすることができる。

5 本事業の流れ

(1) 協働契約の締結

本事業の実施にあたり協働契約を締結する。内容については横浜市と協議のうえ決定する。

なお、協働契約は協働事業者の合意のもと条例に基づき、「協働契約（負担金型）」として締結することを想定している。協働契約書の案は別紙3のとおり。

また、協働事業者が協働契約の定めることに違反した場合には、協働契約を解除することがある。

(2) 本事業の実施

本募集要項、協働事業者の提案内容、協働契約の内容等に基づき本事業を実施する。

(3) 報告書作成及び事業費の確定

本事業実施後、協働事業者は事業報告書及び収支報告書等を作成し、横浜市に提出する。横浜市の負担額については、各報告書に基づき額を確定し横浜市から通知する。また、条例第15条に定める事業評価を相互に行う。

6 事業期間

協働契約締結日から令和9年3月31日まで

7 スケジュール

公募開始から事業終了までのスケジュールは、次のとおりとする。

表4 スケジュール（予定）

日程	内容
令和8年8月17日	公募開始
令和8年8月24日	参加意向申出書の提出期限 質問書の提出期限
令和8年8月26日	提案資格確認結果の通知及び提案関係書類提出要請書の交付 質問書に対する回答の送付
令和8年9月8日	提案書提出期限
令和8年9月中旬	ヒアリングの実施 評価委員会の実施
令和8年9月中～下旬	結果通知書の送付、結果公表
令和8年10月上旬以降	協働契約の締結、事業の実施
令和9年3月31日	事業の終了

8 参加手続き等

別紙4の「提案書作成要領」のとおり

9 評価委員会及び評価に関する事項

(1) 評価委員会

提案書の評価及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行う。

表5 評価委員会の構成

名称	令和8年度横浜市再エネ連携協定に係る再エネツアー支援制度構築事業評価委員会
所掌事務	・提案書の評価 ・評価の視点、評価項目の確認 ・評価の集計 ・ヒアリング
委員長	脱炭素・GREEN×EXPO推進局戦略企画部戦略企画課長
副委員長	脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素マネジメント課長
委員構成	脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素ライフスタイル推進課長 脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部循環型社会推進課SDGs来都市推進担当課長 にぎわいスポーツ文化局観光MICE振興部観光MICE振興課担当課長

※委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

※評価委員会は、委員の5分の4以上出席がなければ開くことができない。

(2) 主な評価項目

提案は、別紙5の「評価基準」を踏まえて総合的に評価を行う。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する。

(3) 提案の選定方法

- ア 提案のうち、出席委員の評価点数の合計が高いものを選定する。ただし、提案内容の総得点が満点の2分の1に満たない提案は選定しない。
- イ 評価点が同点の場合、出席委員の多数決により順位を決定する。それでも決しない場合は委員長が順位を決定する。
- ウ 別紙4 提案書作成要領7(1)イ(イ)iiiに基づき、複数の行程案を提示する場合は、別紙5 評価基準の評価項目「ツアーの内容」、「再生可能エネルギーの啓発に関する内容」、「業務遂行体制等」について行程案ごとに評価をおこなったうえで最も評価の低い行程案の評価点を当該評価項目の得点とする。
- エ 別紙4 提案書作成要領7(1)キに基づき提出される参考見積書については、評価の対象にしない。

10 その他留意事項

- (1) 本事業の履行で知り得た情報は、横浜市の承諾なく外部へ漏らし、また、持ち出してはならない。
- (2) 個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 協働事業者は、個人情報の保護に関する法律、個人情報取扱特記事項の規定等に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (4) 協働事業者は、市民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置をとること。
- (5) 本業務の履行中に事故が発生した場合は、被害を最小限に留めるよう努めるとともに、直ちに横浜市へ口頭または電話等で状況を報告すること。安全確認後速やかに報告書等の書面で詳細を報告すること。
- (6) 情報を電子計算機処理等により取り扱う場合は、横浜市と協議の上、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」に準じた取扱特記事項を締結すること。

11 参考資料等一覧

- (1) 横浜市市民協働条例
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/kyodo/jourei/kyoudoujourei.html>
- (2) 横浜市市民協働条例の解釈・運用の手引き
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/kyodo/jourei/kyoudoujourei.files/kaisyakunotebiki.pdf>
- (3) 個人情報取扱特記事項
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>
- (4) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/template.files/0056_20250626.pdf